

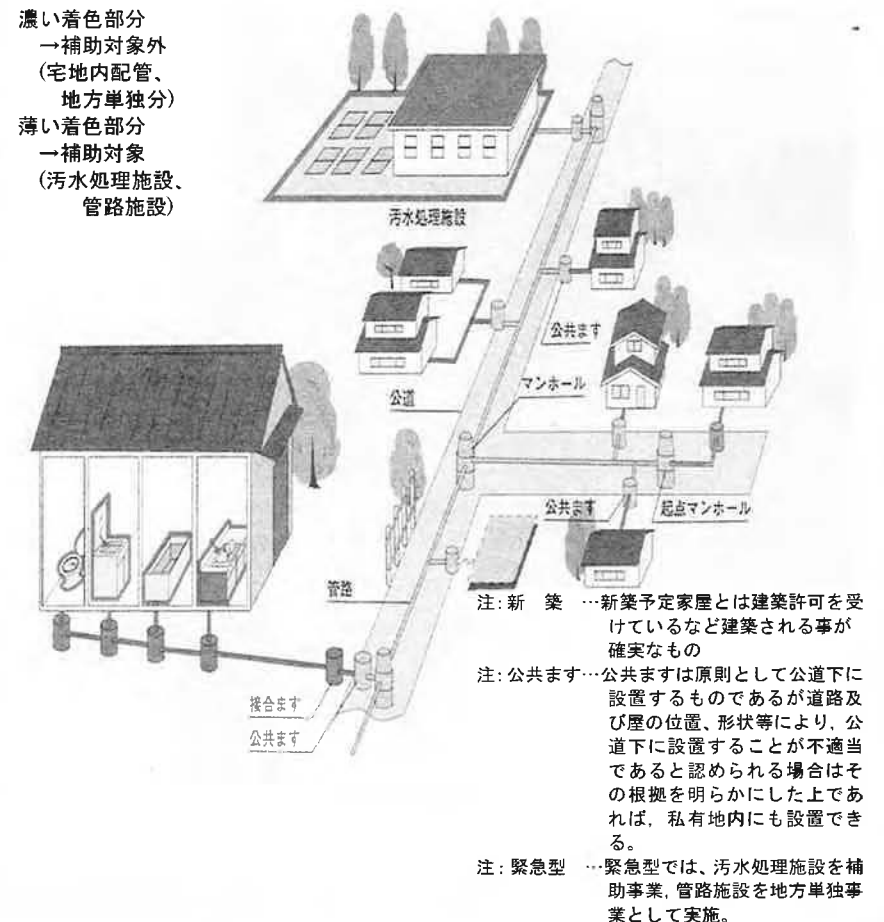
3. 事業制度

○農業集落排水事業では、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を収集するための管路施設やその収集した汚水を処理するための汚水処理施設、雨水を処理するための雨水排水施設や発生汚泥を処理するためのコンポスト施設などを整備。

○農業集落排水事業の内容

事項	内容
目的	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水または雨水を処理する施設の整備または改築を行い、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、または農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与
整備対象地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする地域を含む）内の農業集落
処理対象汚水	し尿、生活雑排水、雨水など（工場排水は対象外）
処理対象人口	原則として、おおむね1,000人程度に相当する規模以下を単位（1,000人を超える場合には、所要の協議を経て実施可）
補助対象	受益戸数がおおむね20戸（北海道・離島・沖縄・奄美にあつては10戸）以上。排水路末端の受益戸数は2戸以上。（農業集落排水緊急整備事業は汚水処理施設、コンポスト施設など処理施設の整備のみ）
事業主体	市町村、都道府県など
処理方式	分流式（汚水と雨水を別々に集水処理する方式）
処理水質	原則として、BOD20mg/ℓ、SS50mg/ℓ以下（県条例等による上乗せ排水基準等がある場合はこれを遵守）

○農業集落排水事業の補助対象範囲



4. 整備目標

- 農村の汚水処理施設の整備状況は、都市部と比べ著しく立ち遅れており、その格差は依然として大きい。
- 平成24年度までに、農村地域における普及率を平成14年3月末の中小都市における普及率(61%)並に引き上げることを目標として、新たな土地改良長期計画においては農業集落排水処理人口普及率を14年度末の39%から5年間で52%に、汚泥のリサイクル率を14年度末の45%から55%に引き上げることを目標に整備を推進する。

○ 農業集落排水施設の整備目標 (* : 土地改良長期計画に位置付け)

○農業集落排水施設によって処理すべき人口等 (都道府県構想による)

目標処理人口 約7,600千人

○現在の供用人口 (平成14年度末)
約2,970千人 (39%)

○平成19年度までの整備目標
約3,960千人 (52%*)

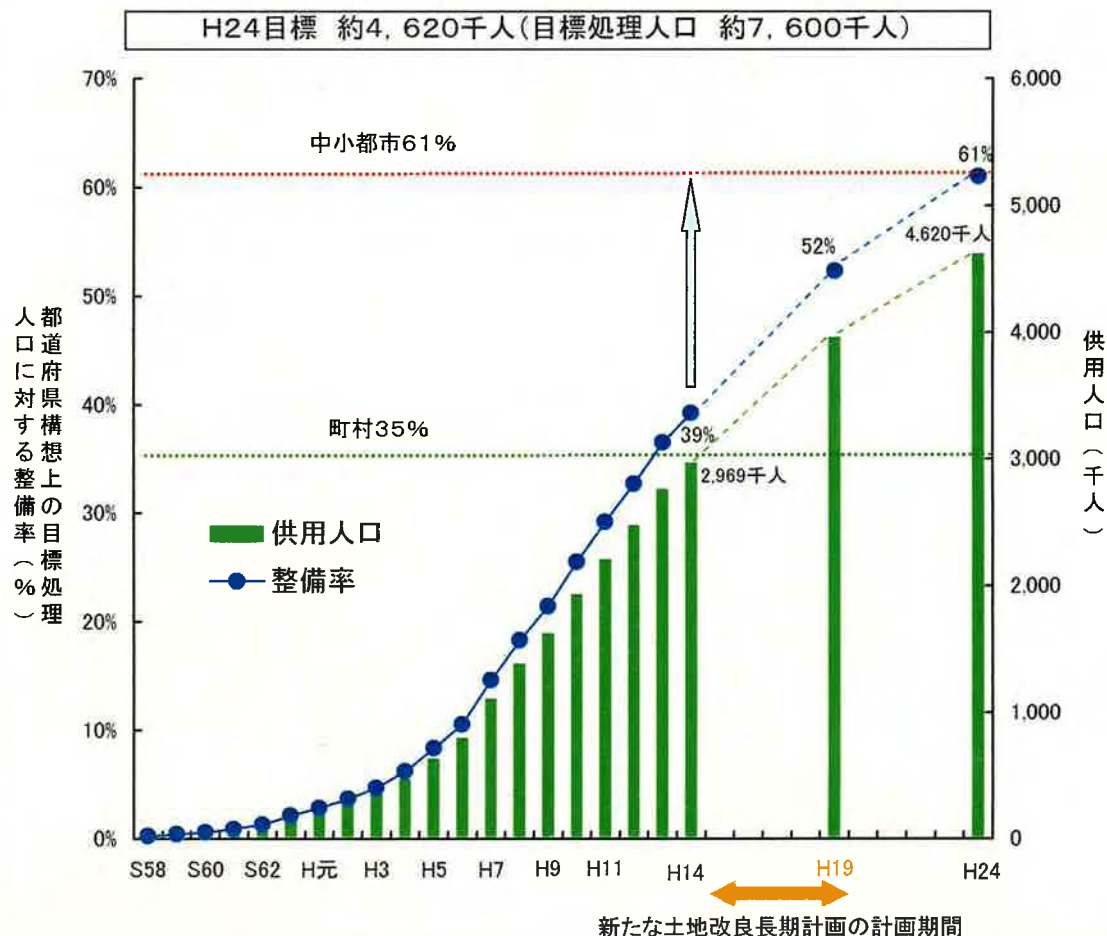
○平成24年度までの整備目標
約4,620千人 (61%)

○農業集落排水汚泥のリサイクル率
(たい肥化による農地利用のほか、資材、エネルギー利用を含む)

○現在のリサイクル率(平成14年度)

45%

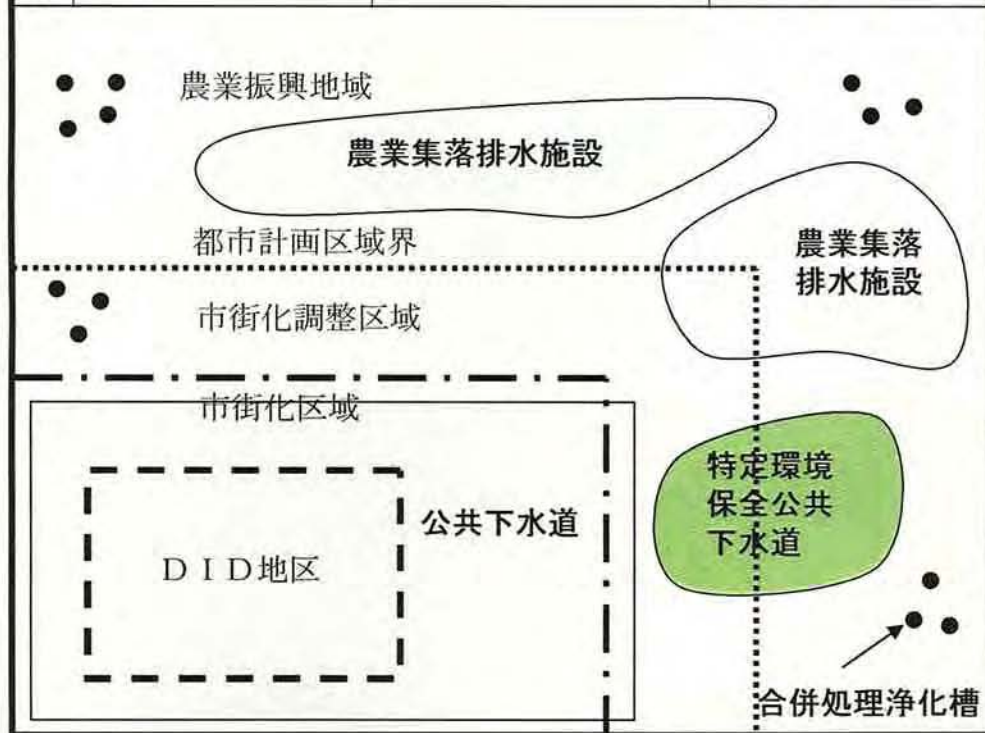
○平成19年度の目標リサイクル率
55%*



5. 各污水处理施設の特徴及び事業間連携の概要

事業目的と対象地域・人口

	下水道	農業集落排水	合併処理浄化槽
目的	都市の健全な発達 公共衛生の改善	農業用水の汚濁を防止することによる農業生産性の向上 農村生活環境の改善	生活環境の保全 公衆衛生の向上
地域・人口	都市計画区域(主として市街地) 概ね1000人以上	農業振興地域(集落が小規模で散在) 概ね1000人以下	個別処理が適当な地域等



3省連携の取り組み

- **関係省連絡会議**を設置し、都道府県・市町村の各段階で、事業間調整（事業計画についての情報交換等）を推進（H6）
- 連絡会議での調整をもとに、**下水道マップ（都道府県構想）**を策定（H7）
- 湖沼法等水質保全に関する法律に基づく計画が策定されている市町村を対象として、**下水道、農業集落排水、合併浄化槽等の各事業**を5年間にわたり重点的に実施（H9）
- 経済比較を行うための建設費単価や算出法の統一（H12）
- 農業集落排水施設と下水道との**接続**による連携（H12）
- 同一地区内における**農業集落排水と合併浄化槽の同時施工と一体管理**を実施（H14）